

記 載 例

※ 赤で記載された部分をご記入ください。

※ ご不明な点は長岡市農業委員会事務局農地係までお問い合わせください。

(Tel : 0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 4 3)

●市街化区域内の農地転用（権利の設定、移転を伴わない転用）

議案番号

<申請手続者記入欄>

申請日：令和 年 月 日

譲受人（転用者）	氏名：長岡 二郎		
申請手続者	住所：長岡市大手通▲丁目－A-B (●●事務所内) 氏名：和島 与板郎	連絡先	電話：12-3456 携帯：090-0000-0000

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

（提出）	申請者（譲受人・譲渡人）以外の方が書類を提出される場合は代行または代理の委任状が必要です。	内容について照会させていただく場合がございますので、日中のご連絡先をご記入ください。
1 届出		
2 届出		

下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項が無いか、申請前にご確認ください。

3 当事者以外が手続きを代行する場合、代理申請する場合に委任状	1 通
4 長岡市外の方が届出者の場合、住民票	1 通
5 届出者が法人の場合は、法人の現在全部事項証明書	1 通
6 賃借権その他使用収益権が設定されている場合	
(1) 賃借権設定農地は、農地法第 18 条の規定による合意解約通知書 ※ 賃借人が賃借権により転用する場合には、所有者の同意書	3 通
(2) 使用貸借権設定農地の場合は、使用貸借権合意解約書 ※ 賃借人が使用貸借権により転用する場合には、所有者の同意書	3 通
(3) 農用地利用集積計画により利用権設定されている農地の場合は、長岡市農用地利用集積計画により定めた利用権の変更に係る協議書並びに通知書(合意解約書)	1 通
(4) 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画により賃借権設定されている農地の場合は農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書及び解約書	2 通
7 届出者が「経営移譲年金（農業者年金）」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、支給停止同意書	1 通
8 届出地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書	1 通

(注意事項)

※ 上記の書類のほかに、審査に必要となる書類の提出をお願いする場合があります。

※ 届出者又は届出土地が「農業者年金」「農用地利用集積計画による利用権」「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」に関係している場合は、農業者年金の受給額、各種補助金、納税猶予の特例の継続等に影響を及ぼす可能性があります。確認に時間がかかる場合もあるので、事前にご相談ください。

<受理通知書交付欄>

許可書受領者	受領日、署名	本人確認欄（職員記入）
当事者（譲渡人、譲受人） 委任者	令和 年 月 日	免許証、個人番号カード その他（ ）

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

令和 元年 11 月 25 日

届出者（氏名（名称及び代表者氏名））長岡 二郎

長岡市農業委員会 会長様

農業委員会受付

令和 年 月 日

整 理 番 号

記入漏れが多く見られます。必ず提出日をご記入くだ

共有等のため、申請者が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙を提出してください。

1 届出者の氏名（名称）、住所等

氏 名（名 称）	年 齢	住 所
長岡 二郎	45	長岡市幸町2丁目1番1号

2 土地の所在、地目、面積等

土地の表示	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土 地 所 有 者		耕 作 者	
		登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
長 岡 市 町 ・ 字								
長岡市浦	715 番	田	畑	250	長岡二郎	長岡市幸町2丁目1番1号	長 岡 二 郎	長岡市幸町2丁目1番1号
計	田		㎡、 畑		250 ㎡、	計	250 ㎡	

3 転 用 目 的

住宅建築敷地

所有者の住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票（の前住所等）から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、所有者であることが確認できる書類が必要です。

既に転用してしまっているものについては、ご相談ください。
※法律により、あらかじめ届出をすることが定められています。

小作地の場合は、紛争を避けるため、基本的に、申請以前に解約をして（別に手続きが必要です）、自作地にしてから申請いただきます。

現況地目の集計を記載ください

具体的に記載ください。（以下例）

一般個人住宅、農家住宅、賃貸住宅、建売住宅、住宅敷地拡張、資材置場（どういった資材か）、倉庫、宅地分譲（区画数）、駐車場（台数）、店舗、植林（種類・本数）、等

長農委 第 号

上記の届出については、令和 年 月 日に届出書が到達し、その効力がその日に生じたので、農地法施行令第3条第2項の規定により受理したことを通知します。

令和 年 月 日

長岡市農業委員会 会長

4 転 用 計 画	転用の時期	工事着工時期	令和元年 12 月 15 日		
		工事完工時期	令和 2 年 3 月 31 日		
	転用の目的に係る事業または施設の概要	施 設 名	棟 数	面積（建築面積等）	
		住宅	1 棟	120 m ²	
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	公共下水道が完備されており、排水に関する被害はない。 隣接農地（畑）との境界には、土留めを設置し被害を与えない。				

受理日以降の日を記載ください。（受理日と記載して下さい。）
※法律により、あらかじめ届出をすることが定められています。

（排水・日照等にかかる）具体的な防除方法、被害発生の可能性がない場合は、その理由について記載ください。

添 付 書 類

- （1）土地の位置を示す地図（市街化区域であることが確認できる図面（住宅地図等））
- （2）土地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- （3）届出に係る農地又は採草放牧地が、賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、法第 20 条による解約等があったことを証する書面
- （4）その他参考となるべき書類

記 載 注 意

- （1）届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- （2）「転用目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、棟数、面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

※ この届出書の受理通知書の到達後、すみやかに転用し地目変更登記手続を行ってください。